

## ○鈴鹿市高齢者施策推進協議会規則

平成28年7月26日規則第72号  
改正  
平成31年3月25日規則第9号  
改正  
令和3年3月31日規則第22号

## 鈴鹿市高齢者施策推進協議会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、鈴鹿市附属機関の設置等に関する条例（平成27年鈴鹿市条例第18号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、条例に定めるもののほか、鈴鹿市高齢者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務の細目)

**第2条** 条例第2条第2項に規定する担当事務の細目は、次のとおりとする。

- (1) 必要な支援を受けることが困難な高齢者の個別課題の解決に関すること。
- (2) 高齢者施策に係る地域課題の明確化に関すること。
- (3) 地域の関係機関の連絡及び調整に関すること。
- (4) 地域のネットワークの形成及び社会資源等の開発に関すること。
- (5) 地域包括ケアシステムの構築に向けた政策形成に関すること。
- (6) 介護予防及び生活支援サービスの調整に関すること。
- (7) 鈴鹿市高齢者計画作成のための、基本的方向に関すること。
- (8) 鈴鹿市高齢者計画の進捗管理に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(委員の選任基準)

**第3条** 委員は、次に掲げる者のうちから委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療、福祉及び保健関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(推進会議及び委員会)

**第4条** 協議会に鈴鹿市地域ケア推進会議（以下「推進会議」という。）及び鈴鹿市高齢者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 推進会議は第2条各号に掲げる協議会の担当事務の細目のうち同条第1号から第6号まで及び第9号の事項について調査審議するものとし、委員会は当該担当事務の細目のうち同条第7号から第9号までの事項について調査審議するものとする。
- 3 推進会議及び委員会に属する委員は、市長が指名する。
- 4 推進会議の委員は30人以内、委員会の委員は12人以内とする。

**第5条** 推進会議に議長を置き、協議会の会長がこれを務める。

- 2 議長は、推進会議の事務を掌理する。
- 3 議長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。
- 4 条例第7条の規定は、推進会議の運営に準用する。
- 5 前各項の規定は、委員会について準用する。この場合において、前各項の規定中「推進会議」とあるのは「委員会」と、第1項、第2項及び第3項中「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(意見の聴取)

**第6条** 協議会は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

**第7条** 協議会の庶務は、健康福祉部長寿社会課において処理する。

(補則)

**第 8 条** この規則に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成31年 3 月25日規則第 9 号）

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（令和 3 年 3 月31日規則第22号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。